

順位	氏名（議席）	発言の要旨
9	荻田 丈仁（28）	<p>1. 第3期廃棄物最終処分場（管理型）建設の確認書締結について</p> <p>富士市において、廃棄物最終処分場は産業都市として現在の社会活動での必要不可欠な施設であり、また産業界からも建設要望を受けていることから、第3期廃棄物最終処分場（管理型）が必要であるとした中で、第三セクターである株式会社富士環境保全公社の事業運営の下、第3期廃棄物最終処分場の建設が行われる予定になっている。</p> <p>現在、その建設に当たっては、新たな施設の安全性や環境への影響を含めての事業運営等の議論が進められてきた中で、関係地区と富士市と公社の3者で合意形成がなされての確認書の締結が進められていると聞き及んでいる。私も吉永地区の確認書の内容については確認したが、示された項目には、前回の確認書との大きな相違点として、「公社は第4期処分場を建設しないものとする」等がある。</p> <p>今後、各関係地区との合意形成がなされ、確認書締結が終了した中で建設が行われると思われるが、今回の確認書にも法令等を遵守することがうたわれており、言うまでもなく、確認書の項目の遵守が大原則であるのは当然であるが、他の自治体でごみ処理施設建設での覚書が守られない問題が起きている事例もあり、地域住民の中には、たとえ確認書を締結したとしても将来の遵守への不安の声もある。改めて、市民の不安払拭を含め、議会においても市が関わる第3期廃棄物最終処分場の確認書についてつまびらかにし、将来において確認書の遵守を担保する一助とすべきと考える。</p> <p>今回、全ての関係地区で確認書が締結されることで、今後、建設が進むことになると思われるが、施設建設・運営の安全・安心はもとより、地球環境として施設の今後のことを考えると、今まで以上にごみの減量や資源のリサイクルについての取組が求められる。そこで、以下質問をする。</p> <p>(1) 関係地区、富士市、株式会社富士環境保全公社の3者で確認書を結ぶ意味合いはどのようなものか、また、第3期廃棄物最終処分場建設時に交わしている確認書の内容は各関係地区によって違うのか。</p> <p>(2) 前回の確認書の内容とは大きな相違点もある中で、確認書の項目が遵守されないことはあってはならないことであるが、他の自治体で遵守されないことが問題となっていることについての見解はどのようなものか、また、現時点での関係地区との確認書の締結状況はどのようなになっているのか。</p> <p>(3) 第3期廃棄物最終処分場に係る確認書の締結後、事業内容のスケジュールはどのように進められるのか、また、施設の延命を図るための取組はどのようなものか。</p> <p>2. 国指定史跡浅間古墳の発掘事業の推進について</p> <p>富士市唯一の国指定史跡である浅間古墳についての取組は、今まで須津古墳群として進められてきたが、浅間古墳を将来にわたって確実に保存・継承していくための具体的な方法を記載した計画として、本年度内に浅間古墳保存活用計画が策定される。千人塚古墳保存活用計画の策定時より国指定史跡浅間古墳の保存・活用を目指して取り組まれてきた経緯もあり、浅間古墳を将来にわたって確実に保存・継承をして行く上での具体的な方法を記載した計画策定は待ち望まれていた。</p> <p>今回の計画策定により、今後、計画に基づき浅間古墳の事業がスタートすることで、保存管理・活用も含め、本格的に発掘等様々な取組が行われてい</p>

順位	氏名（議席）	発言の要旨
9	荻田 丈仁（28）	<p>くと思われる。特に発掘事業については今まで明確でなかった古墳の築造時期や正確な大きさを含めて様々な謎が解明されることに、地域、関係者等は大きな期待を寄せている。今までの経緯を考えると、計画策定後の新年度、直ちに計画の実現に取り組むことを望んでおり、少しでも早い発掘事業等の取組が求められる。ただ、発掘事業に関しては経費と時間がかかることが予想されている。</p> <p>今後この発掘事業を加速化させる上で、須津古墳群の活用は第六次富士市総合計画の中でも上位計画に位置づけられており、浅間古墳保存活用計画が策定されることで富士市を挙げての取組として推進すべきである。改めて、国指定史跡の発掘事業に関しては、それなりの年月と財源が必要な事業であるため、発掘事業については早期に個別の事業（大規模投資事業）として位置づけて取り組む必要があると考え、以下質問をする。</p> <p>(1) 計画が策定されることで発掘事業に取り組まれると思うが、発掘により期待されるものは何か、また、計画では発掘調査・研究はどのように進められるのか。</p> <p>(2) 計画では、発掘事業には具体的にどのくらいの期間と財源が必要としているか、また、今後、発掘事業を加速化させる上でも個別事業として大規模投資事業に位置づけて進めるべきと考えるがいかか。</p> <p>(3) 発掘調査・研究も含め浅間古墳の整備についての考えを伺う。</p>

順位	氏名（議席）	発言の要旨
10	井出 晴美（20）	<p>1. 各種ハラスメント対策への対応について</p> <p>総務省自治行政局公務員部長より令和6年6月21日付で各都道府県知事等宛てに、「地方公共団体における各種ハラスメント対策の徹底について」が通知されています。</p> <p>地方公共団体においては、関係法律及び各厚生労働省指針を遵守した上で、公務の職場は各種ハラスメント対策の模範となるべきこと、職員がその能力を十分発揮できる勤務環境を保持することによって、国民に質の高い行政サービスを実施するためにも、各種ハラスメントを防止する必要があることといった、公務職場特有の要請に応えることが求められています。</p> <p>そこで、当該通知や各種ハラスメントに関する指針を踏まえ、本市の取組について、以下7点を伺います。</p> <p>(1) 「事業主たる地方公共団体の各任命権者は、職場における各種ハラスメントを行ってはならないことその他職場における各種ハラスメントに起因する問題（以下「各種ハラスメント問題」という。）に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするよう努めなければならない責務がある」とされていますが、その対応について。</p> <p>(2) 「事業主たる地方公共団体の各任命権者は、自らも、各種ハラスメント問題に対する関心と理解を深め、労働者（他の事業主が雇用する労働者及び求職者を含む。）に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない責務がある」とされていますが、その対応について。</p> <p>(3) 「労働者は、各種ハラスメント問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力するように努めなければならない責務がある」とされていますが、その対応について。</p> <p>(4) 事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）において、職場におけるセクシュアルハラスメントに適切に対応するよう求められています。その対応について。</p> <p>(5) 事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント防止指針」という。）において、職場におけるパワーハラスメントに適切に対応するよう求められています。その対応について。</p> <p>(6) 顧客等からの著しい迷惑行為（暴行、脅迫、ひどい暴言、著しく不当な要求等、いわゆるカスタマーハラスメント）の防止対策については、パワーハラスメント防止指針においては、事業主が行うことが望ましい取組とされていますが、その対応について。</p> <p>(7) 各種ハラスメント防止に向けた条例制定の可能性について。</p> <p>2. 子宮頸がん撲滅への取組について</p> <p>WHO（世界保健機関）は、子宮頸がん根絶のためのグローバル戦略を掲げ、2030年までに、15歳までの女性90%にHPVワクチンを接種、35歳までに女性の70%が高性能スクリーニング検査を受け、45歳までに再度行う、頸部疾患と特定された女性の90%が治療を受けるという目標を定め、子宮頸がん</p>

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨
10	井出 晴美（20）	<p>んのない世界の実現に向けて取り組んでいます。</p> <p>このような状況の中、厚生労働省は、定期接種を逃した女性を対象としたキャッチアップ接種について、本年3月までの期限を、条件付で延長する方針を決めました。当初は本年3月末までに3回接種を終える必要がありましたが、1回でも接種していれば、残りの回数分を翌年度内に無料で接種可能とするものです。</p> <p>これらを踏まえ、本市の取組について、以下3点を伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) このキャッチアップ接種延長に対する通知等、その対応について。 (2) キャッチアップ対象者の接種状況について。 (3) 令和5年6月定例会でお伺いした、男性へのHPVワクチン接種費用助成の検討状況について。

順位	氏名（議席）	発言の要旨
11	佐藤 菊乃（5）	<p>1. まちかど保健室、ユースクリニックの設置について</p> <p>本市における若者支援は、日頃から心を配っている課題の一つであり、既に幾つかの施策が実施され、高く評価されているものの、どの年代においても誰もが日常的に気兼ねなく相談できる環境にあるかについては、まだ課題が残る。</p> <p>中高生世代・若者の悩みは、学習のこと、進路のこと、家庭のこと、異性のこと、経済的なことなど多岐に及び、その心配事が将来への不安に直結することも多く、不安が小さいうちに解決できるものは解決してあげたいと、現に幾つかの団体が支援に当たっている。</p> <p>また、本市のこどもたちへの支援は、保護者の同意を得ながら、保育園・幼稚園や学校、行政で共有され、関係各所と連携することで理解を深めて、記録を共有している。</p> <p>しかしながら、特に中学校卒業後は、当時の環境下での人間関係や情報の共有が途切れ、それによって不安や悩みを抱えるこどもたちは、新たな環境と人間関係の中で、解決に向け模索することを余儀なくされている現状がある。</p> <p>高校生年代ともなると体力的、経済的にも一人前とされ、ヤングケアラーやアルバイトでお金を稼ぐ労働力としてなど、本人の希望しない生活を強いられることも十分に考えられるため、この年代への心と体の支援は、本市においても民間団体と協働してでも取り組むべき事業の一つと考える。</p> <p>そこで、以下伺う。</p> <p>(1) 小中学校で把握したヤングケアラーについて、卒業後もフォローアップをしているか。</p> <p>(2) 高校生年代がかかりつけの小児科から心療内科や精神科、カウンセリングなどに移行したいと考えたときに対応できる本市の医療機関の現状はどうか。</p> <p>(3) 中高生が自主的に、気軽に足を運び、話をしたり情報を得たりできる場所として、まちかど保健室やユースクリニックの運営助成をすることはどうか。</p> <p>2. 多子世帯の保育料負担軽減について</p> <p>本市において令和4年に生まれたこどもは1459人、令和5年1407人、令和6年1263人であり、この3年だけでも少子化が進んでいることが顕著に見取れる。</p> <p>直近の令和4年の人口動態統計によると、生まれた1459人のうち、第1子が677人、第2子が524人、第3子が200人、第4子42人、第5子以降は16人であった。</p> <p>こどもに関する手続をするときに、この第何子というワードが頻繁に出てくることは、既に御承知かと思うが、この数え方が市町によって、また施策によって違う運用をされていることは、当該世代のこどもを持つ保護者以外には知られていない。</p> <p>例えば児童手当は、保護者の監護の下の子（22歳年度末まで）を年長者より第1子、第2子と数えていくが、本市の保育料の算定においては、小学生未満のこどもを年長者から第1子、第2子と数えていくため、実際の第3子が、保育料の算定区分において第1子扱いになることも大いにあり得る。</p> <p>そこで、以下伺う。</p>

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨
1 1	佐藤 菊乃（5）	<p>(1) 保育料の算定の仕組みに関して、近隣市町の動向を把握しているか。</p> <p>(2) 本市では、出生したこどもが第何子に当たるかを、どのタイミングでどのように把握しているか。</p> <p>(3) 年齢にかかわらず、生計を一にする全てのこどもを対象に年長者から第1子、第2子と数えて、保育料を第2子半額、第3子以降は無料とすべきではないか。</p>

順位	氏名（議席）	発言の要旨
1 2	関 明美（2）	<p>1. 市職員のワーク・ライフ・バランス実現への進捗状況について</p> <p>国は、少子化対策の強化の一環として、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境を、社会全体で整備する時限法として次世代育成支援対策推進法を制定し、平成17年4月1日に施行されました。これに基づき、国・自治体・事業主が次世代育成支援に係る目標を定めた行動計画を策定・実施することで、子ども一人一人の育ちを社会全体で応援することを通して、少子化の流れを変えることを目指しています。</p> <p>本市はこの法律を受けて令和4年度に富士市職員いきいきプランを策定しました。本プランは次世代育成の重要性について認識し、仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職場を挙げて支援していくこと、また、全ての職員が個々に異なる家庭環境にあって、子育てや介護等それぞれの家庭での役割を担いながら、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できるよう、働きやすい職場環境づくりを目指して数値目標を掲げ、目標達成期間を令和8年度までとしています。</p> <p>本プランでは、子育ての状況に応じた取組、働き方の見直しに向けた取組、女性職員の活躍推進に向けた取組において数値目標を5項目定めています。例えば働き方の見直しに向けた取組では、時間外勤務の縮減のための意識啓発等の取組の目標として、①1人当たりの平均時間外勤務時間を令和8年度までに月10時間未満とすること、②時間外勤務時間が月80時間以上または3か月連続で月45時間超の実施者を令和8年度までに半減（令和3年度比）することを掲げています。</p> <p>本市の市民税課市民税第一担当では、毎年1月から6月にかけて個人住民税の賦課計算を行い、納税通知書の発送に向けた業務を行っています。毎年のように税制改正が行われ、税制度は複雑になっているため過労死ラインを超える時間外勤務が常態化しています。令和5年度までは、ワンストップ特例申請処理業務、令和6年は定額減税の対応があり、作業量が増加していると思われまます。</p> <p>本プランが策定されてからおよそ3年が経過しました。そこでワーク・ライフ・バランス実現に向けた本プラン全体の進捗状況の確認と、市民税課市民税第一担当職員の過労死ラインを超える時間外勤務削減に向けたこれまでの取組を確認し、本プランの確実な目標値達成を求め、以下質問します。</p> <p>(1) 本プランの目標値を掲げている項目に対する令和4年度及び令和5年度の達成状況について伺う。</p> <p>(2) 市民税課市民税第一担当職員の本プランの目標値を掲げている項目に対する令和4年度及び令和5年度の達成状況について伺う。</p> <p>(3) 市民税課市民税第一担当職員の令和3年度課税から令和5年度課税の時間外勤務時間について</p> <p>① 月80時間以上の時間外勤務実施者数を伺う。</p> <p>② 3か月連続で月45時間以上の時間外勤務実施者数を伺う。</p> <p>(4) 市職員のワーク・ライフ・バランスの向上のため、専門のコンサルタントに依頼してはいかがか。</p>

順位	氏名（議席）	発言の要旨
13	鈴木 幸司（16）	<p>1. 富士市ゼロカーボン戦略2050について</p> <p>2050年にカーボンニュートラルを達成することを目標に策定された富士市ゼロカーボン戦略2050は、20年逆算して、2030年にCO₂削減47%を掲げた意欲的なものである。</p> <p>脱炭素に向けて、諸施策を推進する本市であるが、昨年12月3日に、市内の大型バイオマス発電所が負債総額約535億円を抱え運用を停止した。これが同戦略にどのような影響があるかを含め、現在での同戦略の進捗状況等を順に質問し、2030年目標達成へのシナリオを伺う。</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電の導入ロードマップの進捗状況は。</p> <p>(2) 省エネルギー推進ロードマップの進捗状況は。</p> <p>(3) 改正建築物省エネ法においては、市町村が地域の実情に応じて、太陽光発電等の再エネ設備の設置を促進する区域を設定できるとされているが、本市においてはどのように進めるのか。</p> <p>2. 砂山公園プール（富士マリンプール）の今後について</p> <p>本年2月の総務市民委員会協議会において、砂山公園プールにおけるコンセッション方式の導入を再検討する方針が明らかにされた。</p> <p>まず、本事業は市ができるだけ支出を抑えての10年程度のプール存続が目的であるため、予定額を大幅に上回る初期投資や指定管理料を支出しての運営は考えないとし、その上で、上限として設定した2億5000万円に多少の追加工事を加えた程度ならば増額を検討し再募集する、事業者の参加が見込めない場合は、本事業を中止し、廃止を含めた施設の在り方を検討することである。</p> <p>本年度の指定管理者（富士市振興公社）の決算見込みでは、人件費の高騰等が赤字の原因であり、入場料等の値上げをしないと黒字化は困難だという。</p> <p>今後のマリンプール存続の方策を探るべく、以下のように質問する。</p> <p>(1) 2024年7月の全員協議会では、そもそも数で稼ぐという考え方はしておらず、9か月間の閉鎖期間にも他のサービスを展開することで利益を上げられるとの説明だった。本事業への参加が見込まれていた事業グループ等へのヒアリングをコンサルタント事業者が実施したとのことだが、プール閉鎖期間中のサービスについてはどんな提案があったのか。</p> <p>(2) 同様に、事前のサウンディング調査ではどのような提案があったのか。</p> <p>(3) 予定額を大幅に上回る初期投資や指定管理料を支出しての運営は考えないとのことだが、例えば、水道料金の減免などは考えられないか。</p>